

日行連発第 963 号
令和 2 年 11 月 2 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録の 行政書士専用申請ページについて

標記に関しては、「Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請について」（令和 2 年 9 月 9 日付・日行連発第 647 号）、「GoTo トラベル及び Eat キャンペーン事業に関する積極的な取組と周知について（依頼）」（令和 2 年 9 月 24 日付・日行連発第 726 号）及び「GoTo トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請に関する各地域事務局との連携について（依頼）」（令和 2 年 10 月 16 日付・日行連発第 865 号）にてご案内してきたところです。

本会としては、かねてより観光庁に対し代理申請がよりスムーズに実施できるよう、行政書士の代理申請方法について働きかけを進めてまいりました。その結果、この度、行政書士専用の申請ページを設定いただける運びとなりました。

行政書士が代理申請することにより、電子申請に不慣れな事業者の手を煩わせることなく本登録申請を適正に完了でき、事業者が負担なく GoTo トラベルに参加できることが担保され制度の普及そのものに直結します。

地域共通クーポン取扱店舗登録申請において、行政書士の代理申請欄だけでなく、代理申請ページが加えて設けられた本登録申請においては、申請実績を十分に上げることが、デジタルガバメント時代における将来の電子申請代理の布石となり、行政書士制度の今後の発展に繋がります。

それを踏まえ、各単位会におかれましては、下記参考 HP をご参照いただき、所属会員へ積極的な取組をご案内いただきますようお願いいたします。

記

申請方法

以下の行政書士代行申請専用ページより所定の様式をダウンロードいただき、専用メールアドレス宛に送付してください。

1 行政書士代行申請専用ページ

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/gyouseishoshi.html>

専用メールアドレス：gyosei_shoshi@goto.jata-net.or.jp

2 その他

HP 等は日行連ページページ及び会員専用サイトでも周知しております。

以上